

令和2年4月30日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

① 以下の方は、現に有する在留資格のまま在留が認められます。

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、資格外活動の許可も可能です。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

② 上記①の状態のまま在留期間を迎える方については、就職活動を目的とする「特定活動」への在留資格の変更が認められます。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

資格外活動の許可も可能です。資格外活動については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は在留期間の更新（6か月）が可能です。資格外活動の許可も可能です。

(注意) 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

3 留意点

- (1) 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
- (2) 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。

令和2年4月3日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響による継続就職活動中又は
内定待機中の方の在留期間の更新について

- ① 就職活動を行う期間としての「特定活動」を許可されている方については、通常は卒業後1年を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き本邦において就職活動を行う場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

- ② 内定者が就職するまでの期間としての「特定活動」を許可されている方は、通常は就職までの期間が、内定後1年以内であってかつ卒業後1年6月を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により採用予定時期が変更となるなどして、引き続き本邦に在留する場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

①、②ともに、在留期間更新許可申請書のほか、本人作成の理由書のみをもって審査します。

1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱います。**

② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。**

3 再入国許可による出国中に再入国期限が経過した方等

① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できなかった永住者の方については、**再入国許可の有効期間の満了日が、入国制限が解除された日から1か月後までであり、かつ、入国制限が解除された日から6か月後までに査証申請をしていただいた上で入国する場合には、「永住者」の在留資格により上陸特別許可します。**

② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生や技能実習生等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」，「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

（注1）従前と同一の業務に従事する場合が対象となります。

（注2）「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が，従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可します。

（注3）「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

（注4）「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で，従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で，就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

（注1）令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。

（注2）「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」がいったん許可された方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で，就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

（注）上記1～4について，帰国できない事情が継続している場合には，更新を受けることが可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります

（5月21日変更点：在留資格・在留期間を「特定活動（6か月）」としました。）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

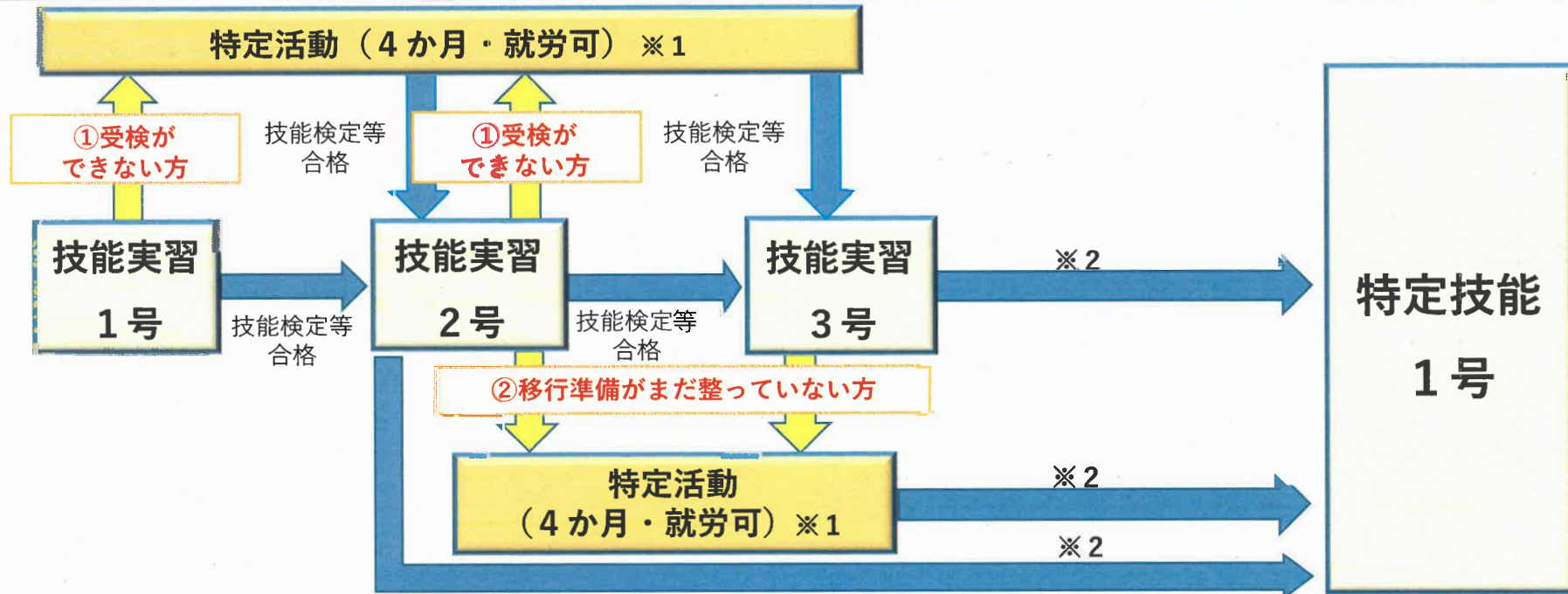
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です。（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。